

子の監護者指定

Q	A
共同親権下（婚姻中）において、子がどちらの親と一緒に住むかや、子の身の回りの世話や教育全般について、折り合いがつきません。これらの身上監護全般について単独で決定できるようにしたいのですが、どうしたら良いですか。	監護者指定の手続を利用することが考えられます（争いの内容によっては、親権行使者の指定や監護の分掌の手続を利用することも考えられます。）。 →申立手続等については、「監護者指定」をご覧ください。
共同親権下（婚姻中）において、子がどちらの親と一緒に住むかについて折り合いがつかないのですが、どうすれば良いでしょうか。	子の居所の決定に関する親権行使者指定の手続を利用することができます。 →申立手続等については、「親権行使者指定」をご覧ください。
監護者は、子を代理して契約することができますか。	法定代理（子が契約当事者となる場合に子を代理すること）による契約締結については、監護者であっても単独で行うことはできません。法定代理による契約締結をするかどうかについて、父母間で争いがある場合は、親権行使者指定の手続を利用することができます。 なお、親権行使者指定の申立てに当たっては、法定代理が必要となる事項を具体的に特定する必要があります。 →申立手続等については、「親権行使者指定」をご覧ください。